明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔府　令〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　二
〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五九）　四
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五四）　四
〔規　則〕
○日本学術会議会則の一部を改正する規則（日本学術会議一）　四
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁六一）　四
○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（総務四〇〇）　四
○除籍の一部が滅失した件（法務三九五）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三九六）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三九七、三九八）　七
○国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づき納付受託者を指定する件（国税庁一七）　七
○国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（同一八）　七
○国税通則法第三十四条の四第三項の規定に基づき納付受託者の名称及び所在地を変更する件（同一九）　七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働三三八）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇四五）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一九四）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局四三八）　八
○浄化槽の型式の認定を更新した件（北陸地方整備局八四～八八）　九
○浄化槽の型式を認定した件（同八九）　九
○道路に関する件（中部地方整備局一八四、一八五）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一八九、一九〇）　九
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣府　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示五）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁　一〇
押収物還付、犯罪被害財産支給手続開始決定関係
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体　二九
教育職員免許状失効関係
会社その他